

嵐山町販売促進支援金給付実施要綱

〔令和2年11月25日〕
告示第217号

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症により、経営上の影響を受けながらも、経営革新計画（以下「計画」という。）の承認を受け、計画を基に新事業活動を行う、町内小規模事業者等（以下「事業者」という。）に、嵐山町販売促進支援金（以下「支援金」という。）を給付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、用語の定義は次の各号に掲げる。

- (1) 「町内小規模事業者等」とは、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「経営強化法」という。）第2条に規定する中小企業者で、町内に本社又は本店を有する法人及び主たる事業所を有する個人事業主をいう。
- (2) 「経営革新計画」とは、経営強化法の規定により埼玉県知事の承認を得た計画をいう。
- (3) 「新事業活動」とは、経営強化法第2条第7項に規定する新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動をいう。

(給付対象事業)

第3条 給付の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、経営革新計画に基づいて実施する新事業活動で、経営革新計画期間内に実施するものとする。

(給付対象経費)

第4条 給付の対象となる経費は、対象事業のうち、次の各号に掲げる経費に要した費用とする。

- (1) 機械装置等費
- (2) 広報費（チラシ作成費、ホームページ制作費等）
- (3) 展示会等出店費

(給付対象者)

第5条 給付対象者（以下「対象者」という。）は、事業者のうち、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 経営革新計画の承認を受けており、経営革新計画の実施期間中の事業者であること。
- (2) 嵐山町商工会（以下「商工会」という。）の支援を受け、経営革新計画を策定した事業者であること。

2 前項の規定にかかわらず、対象者のうち次に掲げる事業者は給付対象から除く。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- (2) 政治団体
- (3) 宗教上の組織若しくは団体
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員が経営し、又は経営に関与しているもの若しくは今後関係を持つ意思がある事業者
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）、破産法（平成 16 年法律第 75 号）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）その他倒産等に関する法律のいずれかに係る手続きについて申立てを行っている事業者
- (6) その他本支援金の趣旨から適当でないと町長が判断する事業者
(給付額)

第 6 条 支援金の額は、予算の範囲内において、給付対象経費に該当する金額（税込み）に 2 分の 1 を乗じて得た額とし、上限を 10 万円とした額とする。

2 10 万円に満たない場合は、当該金額から 1,000 円未満の額を切り捨てた金額を給付額とする。

3 支援金の給付は、1 つの経営革新計画につき、1 回を限度とし、年度内に 2 件以上の経営革新計画を策定している場合も同様とする。

(支援金の申請)

第 7 条 支援金の給付を希望する者は、嵐山町販売促進支援金給付申請書（様式第 1 号）を令和 3 年 2 月 28 日までに町長に提出しなければならない。ただし、経営革新計画承認書の交付が遅れている場合で、その状況を町及び商工会が把握できた際はその限りではない。

2 申請にあたり、事前に商工会へ申請内容の確認を行うこととする。

(給付の決定等)

第 8 条 町長は、前条の規定による給付の申請を受けたときは、その内容を審査した上で給付の可否を決定し、嵐山町販売促進支援金給付決定通知書（様式第 2 号）により当該事業者に対して通知するものとする。

2 前項により給付決定のあったものについては、速やかに、支援金を給付するものとする。

(給付の決定の取消し)

第 9 条 町長は、当該申請者が偽りその他不正の手段により給付を受けたときは、給付の決定を取消することができる。

(支援金の返還)

第 10 条 町長は、前条の規定により給付の決定を取消した場合において、既に給付金が給付されているときは、当該申請者に対し、嵐山町販売促進支援金返還命

令書（様式第3号）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（事業報告等）

第11条 支援金の給付を受けた事業者は、対象事業を計画に基づいて実施できるよう最大限努める責務を負うものとする。

2 事業完了後、商工会を通して報告を求められた場合は、成果等を報告するものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、支援金の給付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

（有効期限）

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。